

消防ポンプ操法大会



智頭町消防団那岐第1分団

6月17日(日)に第14回鳥取県東部地区消防ポンプ操法大会、7月1日(日)に第64回鳥取県消防ポンプ操法大会が開催されました。

本町から智頭町消防団那岐第1分団と智頭町消防団第2号車分団が出場しました。

大会に向けて2月から練習をはじめ、スケジュール、練習内容共に厳しい状況の中で心身の向上に励みました。

東部地区消防ポンプ操法大会で第2号車分団については3位入賞、指揮者の大谷悟さんは個人表彰を受賞しました。第1分団については優勝を収め、指揮者の前川大将さん、1番員の赤堀宏介さん、3番員の河村太陽さんは個人表彰を受賞し、県大会出場を決めました。また、県大会では、9位という成績を収めました。



智頭町消防団第2号車分団

※7月の豪雨災害の際には、地元の消防団の皆さんが各地域の災害対応に尽力してくださったおかげで被害の拡大を防ぐことが出来ました。ありがとうございました。

7月豪雨にかかる 「緊急災害対応事業費補助金」 について

平成30年7月5日～7日に発生した豪雨で被災した住宅、道路、水路、農地等の緊急対応に要する費用の一部を補助します。

【対象者】 集落及び個人

【補助金額】

対象事業費の1/2 補助金上限30万円(税込)(事業費60万円を超えた場合でも補助金は30万円です)

【対象となる費用】

- ・業者やシルバー人材センター等へ委託した際の費用
- ・機械の借上料等

【申請方法】

- ・申請可能回数 集落、個人各1回まで(1箇所までの申請ではなく1回の申請で数箇所の申請可)
- ・申請に必要なもの
着手前の写真、内訳の明確な見積書あるいは領収書、見取図
- ・申請期間 8月末まで

【その他】

- ※審査により対象とならない費用もありますので、御了承ください。
- ※既に業者へ依頼し、支払いを終えた場合でも、写真と領収書(明確な内訳のあるもの)があれば申請できます。
- ※「個人申請」は、世帯(生計を一にする)を単位とします。
- ※集落で申請する場合は、対象箇所を集落内でよく協議していただき、代表者名で申請をしてください。

【対象事業】

※公共で利用している道路水路、農業用施設等に関しては「原則」集落申請のみ受け付けます。

【問合せ先】

役場総務課 ☎75-4111